

川崎市民営鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付要綱

平成4年9月11日市長決裁

4川民障第354号

(目的)

第1条 この要綱は、鉄道事業者が駅舎へのエレベーター等の垂直移動施設の設置に対して、川崎市が補助金を交付することについて必要な事項を定め、もって障害者や高齢者の公共交通機関への利用を考慮した環境を整備し、福祉のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「鉄道事業者」とは、鉄道事業法(昭和61年12月4日法律第92号)第3条の規定に基づき国土交通大臣の免許を受けて鉄道事業を営業者及び軌道法(大正10年4月14日法律第76号)第3条の規定に基づき国土交通大臣の特許を受けて運輸事業を営業者をいう。

(補助対象施設)

第3条 補助の対象となる施設は、鉄道事業者が駅施設として設置し、乗降客の用に供する垂直移動施設のうち、次に掲げるものとする。

ただし、第2号及び第3号にあっては、エレベーターにかわるものとして設置される場合に限るものとする。

(1) 車いす兼用エレベーター(日本エレベーター協会「車いす兼用エレベーター標準仕様」によるもの。)

(2) 車いす乗用ステップ付きエスカレーター(電動車いすでの利用も可能なもの。)

(3) その他市長が特に必要と認めるもの

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次の各号に該当する事業であって、次項に規定する要件を満たすものとする。

(1) 新駅及びこれに準ずる大規模改修駅におけるエレベーターの設置に関する事業

ア 建物(外溝)工事

(基礎工事、ピット新設、シャフト・機械室新設工事、外装仕上げ工事等)

イ 電気設備工事

ウ 機械本体購入・据え付け工事

エ 設計・監理費（上記までの10%以内）

(2) 既存駅における福祉対策のために行う垂直移動施設の設置に関する事業

ア 土木工事

イ 建物（外溝）工事

（基礎工事、ピット新設、シャフト・機械室新設工事、外装仕上げ工事等）

ウ 電気設備工事

エ 機械本体購入・据え付け工事

オ 関連付帯工事

カ 設計・監理費（上記までの10%以内）

2 補助の対象となる事業は、次の各号に規定する要件を満たす事業とする。

(1) 原則として、一般利用者も利用できる共用施設として整備すること。

(2) 原則として、駅入口からプラットフォームまでの連続した移動が確保されること。

(3) 鉄道の運行中はいつでも利用できること。

鉄道事業者が設置・管理の主体となること。

設置後は善良な管理に努めること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の3分の1とする。ただし、エレベーター又はエスカレーター1基あたり5千万円を補助対象限度額とする。

2 県補助金が不交付の場合は、当該県補助金相当額を減額し、補助金額を決定する。

3 県補助金相当額の不交付を理由として、国土交通省の「交通施設バリアフリー化設備整備費補助金」が減額された場合、本市としての補填は行わない。

4 前3項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合には、限度額を超えて補助することができる。

5 算出した補助金額に千円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てるものとする。

6 第1項から前項までの規定は、いずれも、予算の範囲内において決定する。

（事前協議）

第6条 補助を受けようとする者は、エレベーター等設置事前協議申請書（第1号様式）によりまちづくり局長に事前の協議を行うものとする。

2 前項の協議は、原則として施設の使用開始予定の前年度の8月末日までに行うものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 前条の協議の結果補助対象事業に適合した施設整備工事について、補助金の交付を申請しようとする者は、エレベーター等設置補助金交付申請書（第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 工事費見積書の写し
 - (2) 工事関係図面一式
 - (3) 垂直移動施設仕様書
- その他申請に必要な書類
- （補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかに補助金の交付の適否を決定し、エレベーター等設置補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第9条 前条により、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、交付決定後に事業内容を変更しようとする場合には、速やかに市長の承認を受けるものとする。

2 前項の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、エレベーター等設置変更承認申請書（第4号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 変更の内容及び理由を記載した書類
 - (2) 変更に伴う工事関係図面一式
 - (3) その他申請に必要な書類
- （完了届）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかにエレベーター等設置完了届（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 検査済証又はこれに類する書類の写し
 - (2) 工事費精算書
 - (3) 工事完成写真
- その他工事の完成を証するために必要な書類
- （完了検査及び補助金額の確定）

第11条 市長は、前条による届け出を受けたときは、速やかに完了検査を行い補助金を交付することが適当と認めるときは、エレベーター等設置完了検査済及び補助金額確定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（管理方法等に関する協議）

第12条 補助事業者は、補助を受けて設置した施設の適正な維持管理に努めるとともに、管理方法等について市長が協議を求めたときは、これに応じるものとする。

(委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、まちづくり局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成4年10月1日から施行する。(4川民障第354号)

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に工事中の事業にあつては、第6条の規定に基づく事前協議の手続きを省略することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成11年2月26日から施行する。(10川健地第440号)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年8月1日から施行する。(11川健地第238号)

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の要綱による事前協議を経た補助対象事業に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行し、平成16年度以降の補助対象事業に適用する。